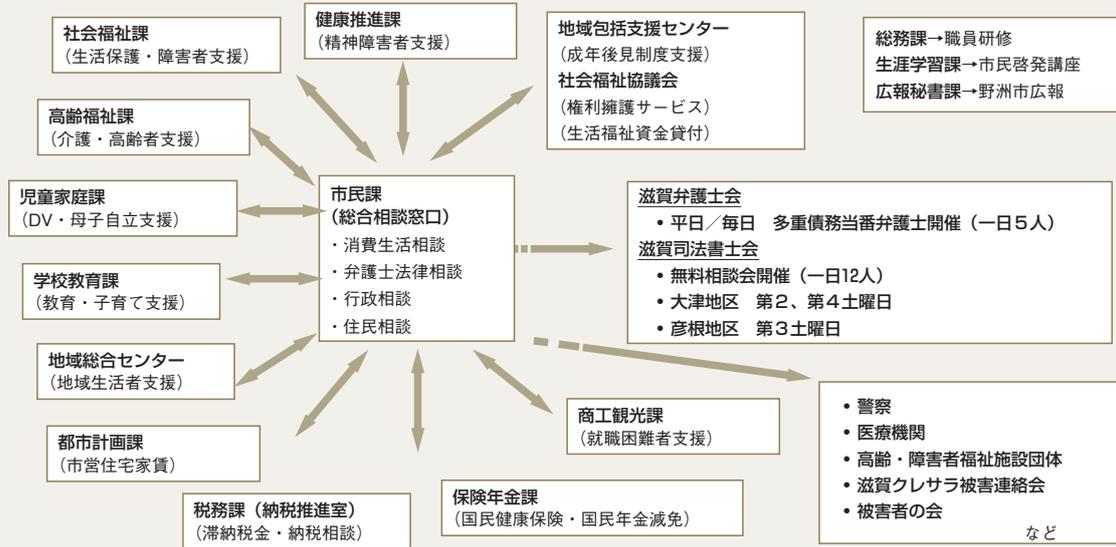


役所で多重債務相談を受ける最大の強みであり、法律家とは違った、市役所しかできない大切な役割と考えます。「困ったときは市役所へ」と市民に頼ってもらえることが、自殺防止の取組に繋がるのだと思います。

＜野州市・市民相談窓口ネットワークを活用した多重債務相談取組＞



(野州市市民健康福祉部市民課)

事例紹介18 地域の取組

岩手県消費者信用生活協同組合の多重債務者支援

1 はじめに

岩手県消費者信用生活協同組合（信用生協）とは、「協同互助の精神」に基づき、相談・貸付事業を行う生協法人として昭和44年県知事の認可を受けて設立された生協法人です。64年には、自治体からの預託金を基にし、地元の金融機関からの協調融資を受け、岩手弁護士会消費者問題対策委員会との連携のもと消費者救済資金貸付制度を創設しております。

この制度には、県内35市町村のうち、34市町村が参加し、全国に例のない多重債務者支援のシステムとなっております。

2 多重債務者支援

信用生協の相談・貸付事業は、くらしの安全・安心に資することを趣旨として、多重債務に悩む方に焦点を当てております。貸付事業による融資は、弁護士が利息制限法での引きなおし計算により債務者の債務を圧縮した後の一括整理資金として活用することを主な目的としています。

3 信用生協の自殺問題とのかかわり

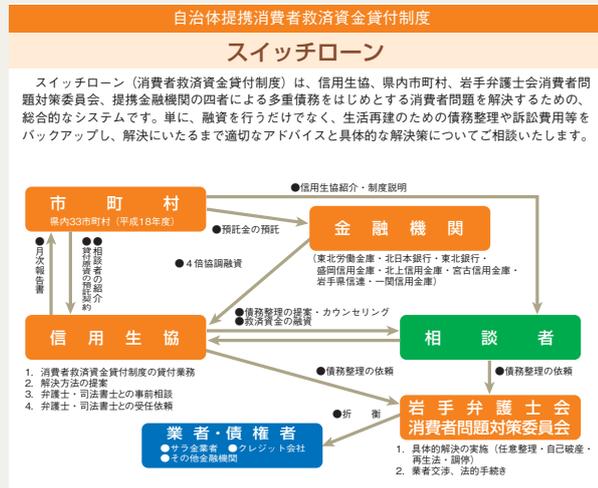
全国的に見ても、働く世代では、経済問題が自殺の最大の原因となっております。そのため、借金を残して自殺した家族の債務整理、あるいは相談者自身の自殺など、多重債務の相談も自殺の問題と向き合わないわけには行かない状況にあります。

4 新しい貸付制度と自殺対策へ向けた信用生協の役割

経済的理由での自殺を防ぐことは社会にとって喫緊の課題であるのは言うまでもありませんが、相談に当たる相談員のメンタルヘルスからいっても重要な問題です。

そこで、相談機関として、自殺問題に早期対応できるようゲートキーパーとなることはもちろんのことですが、貸し剥がし等にあった方が、どこからも借りられずヤミ金等に流れ、その結果自らの命を断つことをも防止する目的で、平成19年6月からは生活再生資金貸付制度を創設しました。これは、他の金融機関から融資を受けにくい方を対象とし、いわゆる社会のセーフティネット貸付となることを目指しています。

(岩手県消費者信用生活協同組合
相談融資統括グループサブマ
ネージャー 藤澤 俊樹)



事例紹介19 民間団体の取組

多重債務による自死をなくす会の取組

3万人を超える自殺者の中で約7千人は「借金」が原因で追い詰められた結果です。当会は、文字通り「多重債務による自死」をなくしていく活動と、悲しくも愛する人を「多重債務が主な要因」で亡くした遺族は社会での「借金」「自殺」という二つのタブーの中で偏見の目にさらされており、そんなご遺族の方が安心して悲しむ事ができる場所を設けることを大きな柱として平成19年3月3日に設立されました。

当会では3本のホットラインを公開し相談を受けており、借金の問題で苦しんでいる人々を全国の弁護士・司法書士に繋げていくようにしています。しかし、司法過疎という地域問題や金銭的な問題（受任費用）が浮き彫りにもなっています。私達は併せて生活再建までもお手伝いができるよう、多方面の方々と連携を組んでいきたいと思ひます。そして「借金で死なないで！必ず解決できます」と一貫して社会に訴えていきたいと思ひます。

また、多重債務で命を絶たれた方の遺族には、「相続問題」が発生し、「悲しむ」という時間すら与えられません。故人が「多重債務者」であった事、そしてそれが原因で自らの死を選んだ事を誰にも言えず胸の中に抱えて生きていかなければなりません。遺族支援として、そんなご遺族が安心してその悲しみや苦しみを分かち合う事でご遺族のところが平穏になればと思っております。

<当会分かち合い
秋桜(Cosmos)>

